

指定更新の申請前に必ずご確認ください事項

1. 指定内容に変更がある場合の取扱い

- ・運営規程や事業所の専有区画（レイアウト変更を含む）等、変更届の届出事項である指定内容を変更している場合には、指定更新の申請をする前に、変更の届出を行ってください。
- ・指定更新は、指定内容を引き継ぎ、指定有効期間を新たに設定するものです。変更届出の届出事項である内容を、指定更新の申請により変更することはできませんので、ご注意ください。

2. 定款及び登記事項の変更

- ・総合事業を実施するには、法人の事業として当該事業を定款に位置付ける必要があります。このため、更新申請の前に、法人の定款や登記事項をご確認いただき、実施する事業が位置付けられていない場合には、定款の変更や法人の登記事項の変更をしてください。
- ・法人の種別によっては、定款の変更にあたって所轄庁の認可や承認を受ける必要があります。定款の変更に時間を要する場合があります。所轄庁にご相談の上、更新申請前までに行うようにしてください。

《定款への記載例》

- ・介護保険法に基づく地域支援事業
- ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護保険法に基づく第1号訪問事業（※訪問型サービスの場合のみ）
- ・介護保険法に基づく第1号通所事業（※通所型サービスの場合のみ）

3. 複数の市町村から指定を受けている場合

- ・複数の市町村から指定を受けている場合には、各指定権者に対して、指定有効期間の満了日前までに指定の更新手続きをする必要があります。本市の更新手続きが完了してから、市外の市町村と更新手続きをしようとする場合、本市の指定更新手続きに時間を要する場合がありますので、予め、当該市町村に相談しておくことを推奨します。

4. 申請時の留意事項

- ・**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**：更新月の内容としてください。
- ・**運営規程**：サービス計画及び提供したサービスの内容等の記録は、その完結の日から5年間保存する旨の規定としてください。
- ・**重要事項説明書**：

1) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載してください。

※第三者評価そのものは努力義務なので、必ずしも実施しなければならないものではないで

すが、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項と位置付けられているため、サービス提供を開始する際に4点「実施の有無」「実施した直近の年月日」「評価機関の名称」「評価結果の開示状況」について説明する義務があります。

記載例)

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

2) 所沢市の料金について、1回あたりの単価も記載し、一定回数以上を超えた場合には月額単価と分かるようにしてください。